

麻生区役所事務室レイアウト検討委員会設置要綱

〔 9川麻総第 164号 〕
〔 区 長 決 裁 〕

(趣旨)

第1条 麻生区役所における事務室の効率的かつ機能的な配置等を検討するため、麻生区役所事務室レイアウト検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 区役所事務室等のレイアウトに関すること。
- (2) その他、目的達成に必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は別表1に掲げる職員をもって組織する。

2 委員長は副区長、副委員長は麻生区役所まちづくり推進部総務課長及び川崎市職員労働組合 麻生支部長をもって充てる。

3 委員長は、必要と認めるときは小委員会を設置し、必要な事項を検討させることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要の都度、委員長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、麻生区役所まちづくり推進部総務課庶務係において処理する。

(その他必要な事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は平成9年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

麻生区役所事務室レイアウト検討委員会委員

副 区 長

川崎市職員労働組合麻生支部長

まちづくり推進部総務課長

区民サービス部長

保健福祉センター所 長

保健福祉センター副 所 長

こ ども 支 援 室 長

川崎市職員労働組合麻生支部書記長

川崎市職員労働組合衛生支部麻生保健所分会長

川崎市職員労働組合民生支部福祉事務所分会麻生福祉事務所班代表